

令和7年度個人市民税・県民税・森林環境税についてのお知らせ

主な税制改正



1. 住宅ローン控除の拡充

- ・子育て特例対象個人（夫婦のいずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者）が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合、控除対象借入限度額が上乗せされます。
- ・床面積要件を40㎡以上とする緩和措置が延長され、合計所得金額が1,000万円以下の方で、令和6年までに建築確認済みの新築住宅についても適用されます。

2. 個人市民税・県民税の特別税額控除（定額減税）

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下である納税者で同一生計配偶者（国外居住者を除く）がいる場合、令和7年度の個人市民税・県民税の所得割額から1万円を控除します。

※同一生計配偶者とは、合計所得金額が48万円以下で納税者と生計を一にする方（青色事業専従者及び白色専従者を除く。）をいいます。

令和7年度税制改正



よくある質問

問1 令和7年の途中で転出した場合の個人市民税・県民税・森林環境税（以下「市県民税等」）はどちらの市町村が課税するのか？

令和7年度の市県民税等は、令和7年1月1日現在にお住まいの市町村が課税することになっています。

問2 死亡した人の市県民税等は？

市県民税等は、その年の1月1日時点に基づいて課税します。納税義務者が死亡された場合、未納の市県民税等は相続人に継承されます。相続人の方は、「相続人代表者指定届」の提出が必要になります。（相続放棄される場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要です。）

問3 昨年会社を退職しました。今年は無職なのに、なぜ市県民税等の通知が届いたのか？

市県民税等は前年中の所得をもとに課税されます。したがって、今年届いた納税通知書は、あなたが勤めていた前年中（1月～12月）の給与所得をもとに計算した市県民税等であるため通知されます。

問4 公的年金と給与を受給しています。今まで市県民税等は給与から全て天引きされていたのに今年は納付書が届いたのはなぜ？

令和7年4月1日時点において65歳以上の方の公的年金等の所得に係る所得割額については、給与から特別徴収（天引き）されず、年金から特別徴収されます。令和7年度から新たに年金からの特別徴収が開始される方は、特別徴収開始日が10月からとなるため、6月と8月の2期分は納付書で納めていただくことになります。（※詳細は裏面をご覧ください。）また、公的年金等以外の所得（給与所得や不動産所得など）がある方は、その所得に対する市県民税等を給与特別徴収や普通徴収で納めていただくことになります。つまり、1年間の市県民税等を、年金からの特別徴収とそれ以外の徴収方法に分けて、納めていただいています。

問5 配偶者控除を受けるには給与収入でいくらまで？

配偶者控除を受けるには、配偶者の所得が48万円（給与収入のみの場合で103万円）以下で、かつ、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下でなければなりません。なお、配偶者の所得が48万円を超えても下記の通り、配偶者特別控除を受けることができます。また、配偶者の給与収入が96万5千円を超えると、配偶者にも市県民税等が課税されます。

配偶者の給与収入額	配偶者の市県民税等		配偶者控除	配偶者特別控除	
	均等割※	所得割			
965,000 円以下	×（非課税）	×	○	×	
965,000 円超 1,000,000 円以下	○（課税）				○
1,000,000 円超 1,030,000 円以下					
1,030,000 円超 2,016,000 円未満		×	○		
2,016,000 円以上				×	

※配偶者特別控除の対象の方は、税法上の扶養には入っていません。

※上記の表は納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下かつ配偶者の収入が給与収入のみの場合に適用されます。

※均等割と併せて、森林環境税を徴収します。

問6 森林環境税とは何ですか？

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

前年度から個人市民税・県民税均等割と併せて、国税として1人年額1,000円の賦課徴収が行われています。

※課税額証明書、所得額・課税額証明書の年税額の欄には、個人市民税・県民税のみの合計額（森林環境税を含めない税額）が記載されます。

よくある質問



猶予制度及び減免制度

- ・災害、病気、事業の廃止など、特別な事情で、一度に納税することができないと認められるときは、原則として1年以内の期間、納める時期を遅らせたり、分割して納めたりすることができます。詳しくは、本庁・各支所の納税担当課（係）にお早めにご相談ください。
- ・災害により損害を受けた場合や、生活扶助（生活保護）を受けているなど特別な事情がある場合は、その状況に応じて減免を受けられることがあります。申請が可能な時期や要件等は、本庁・各支所の市民税担当課（係）にお問い合わせください。

※原則、納期限までの申請が必要です。

公的年金を受給されている方へのお知らせ

<公的年金からの市県民税等の特別徴収制度>

公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市区町村における徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの市県民税等の特別徴収（天引き）制度が実施されています。

1. 対象者

市県民税等の納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払を受けていて、4月1日現在、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払（老齢等年金給付）を受けている65歳以上の方。

2. 対象税額

公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額（森林環境税含む）になります。

税額決定・納税通知書の公的年金特別徴収税額欄の記載金額が、年金から特別徴収される税額です。

年金の支払月ごとに特別徴収される税額は、通知書に徴収月別に記載されておりますのでお確かめください。

※ **65歳以上の方の公的年金等の所得に係る所得割額については、給与から特別徴収されません。**

※ **給与所得など他に所得がある場合は、他の所得に係る所得割額等は、普通徴収（納付書又は口座振替により納める方法）又は給与からの特別徴収となります。**

※ 給与からの特別徴収が行われている方の均等割額は、給与から特別徴収されます。

3. 対象年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等が対象となります。（遺族年金、障害年金は除く。）

4. 算定方法と徴収時期

今年度から新たに公的年金特別徴収の対象となる方

	普通徴収税額（個人納付）		公的年金特別徴収税額		
	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

前年度の途中で、公的年金から特別徴収する税額が変更になったことなどに伴い特別徴収が中止になった方は、今年度の10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。この場合、今年度から新たに特別徴収の対象となる方と同様、6月と8月の2期分は納付書で納めていただくことになります。

公的年金特別徴収が継続されている方

	公的年金特別徴収税額					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度分の年税額の6分の1ずつ			年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつ		

（注）表中の年税額は、公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額（森林環境税含む）です。

※年の途中で税額の変更があった場合など、上記図のようにならないことがあります。

<公的年金受給者のうち申告が必要な場合>

収入が公的年金等のみであっても、次のような場合などは個人市民税・県民税の申告が必要です。

・「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合

例：年金保険者に提出する「扶養親族等申告書」に寡婦・ひとり親・扶養・障害等の記載をしていない場合

源泉徴収票に記載されていない社会保険料や生命保険料等の支払がある場合

・受給している公的年金等が障害年金・遺族年金のみで、本市にお住まいの親族の税法上の扶養親族等になっていない場合

・源泉徴収対象外の年金（外国で支払われる年金）を受給している場合

安心、確実。納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。

市税の口座振替または振替口座の変更をご希望の方は、以下のいずれかの方法でお申し込みができます。

① インターネットでお申し込み。右記の QR コードから鹿児島市のホームページを通じてお手続きに進めます。

② キャッシュカードでお申し込み。納税課や各支所税務課の窓口キャッシュカードをお持ちください。

③ 金融機関、納税課、各支所税務課の窓口申請書を提出してお申し込み（銀行届出印が必要です）。

詳細はインターネットで「鹿児島市 口座振替」を検索するとご確認いただけます。（※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



Web 口座振替申込サイト

お問い合わせ先

◎課税の内容・減免制度

本庁 市民税課 099-216-1174・1175・1173

谷山税務課 099-269-8421

伊敷税務課 099-229-9736

吉野税務課 099-244-7392

吉田税務課 099-294-1213

桜島税務課 099-293-2348

喜入税務課 099-345-3759

松元税務課 099-278-5416

郡山税務課 099-298-2115

東桜島税務係 099-221-2112

◎猶予制度・納税相談

納税課 099-216-1191~1194

◎口座振替・納税方法

納税課（収納係） 099-216-1190

※令和7年10月より税業務について本庁・谷山支所へ集約します。谷山を除く各支所へ来庁された場合、税の相談などはテレビ電話で本庁・谷山支所の職員が対応します。